

# 大樹町公共施設等総合管理計画



令和8年3月改訂

# 大樹町公共施設等総合管理計画

## 目次

### I 公共施設等総合管理計画について

- 1. 公共施設等総合管理計画策定及び改訂の背景と目的 ----- 1
- 2. 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間 ----- 3

### II 公共施設等を取り巻く環境

- 1. 将来の人口 現状と予測 ～ 大樹町人口ビジョンより ----- 4
- 2. 財政状況 ----- 6
- 3. 公共施設の状況 ----- 8
- 4. インフラ施設の状況 ----- 23

### III 公共施設等の課題と管理に関する基本方針

- 1. 公共施設等の課題 ----- 24
- 2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 ----- 26
- 3. 公共施設の管理に関する方針 ----- 31
- 4. インフラ施設の管理に関する方針 ----- 33
- 5. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 ----- 34

### IV 試算による財政効果と PDCA サイクルの確立

- 1. 公共施設等の将来の更新必要額と個別施設計画の財政効果 ----- 35
- 2. 充当可能な財源の考え方 ----- 39
- 3. PDCA サイクルの確立 ----- 39

---

本文中、各表の金額は表示単位未満を四捨五入しており、端数処理の関係上合計が一致しない場合があります。

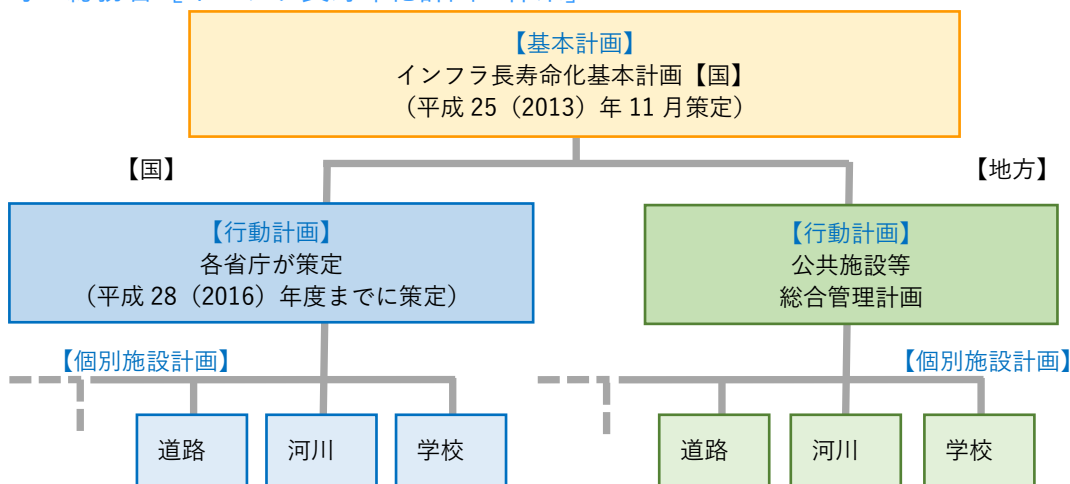
## 1. 公共施設等総合管理計画策定及び改訂の背景と目的

### (1) 公共施設等総合管理計画策定及び改訂の背景

全国的に高度経済成長期に整備した公共施設の多くで老朽化が進行し、近い将来、一斉に更新時期を迎えようとしています。

国においては、平成 25（2013）年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を定め、インフラを管理・所管する者に対し、当該施設の維持管理や更新を着実に推進するための行動計画や施設ごとの個別施設計画の策定を要請しています。

#### ■参考：総務省 [インフラ長寿命化計画の体系]



このことから、本町においても公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、平成 28（2016）年に「大樹町公共施設等総合管理計画」を策定いたしました。

本計画改訂にあたっては、本計画策定、令和 5 年度改訂以後に整備された施設を追加するとともに、本計画に基づき公共施設等の長寿命化等を進めてきた成果と課題を踏まえつつ、国からの要請による公共施設等の各個別施設計画の内容を反映し、本町の課題でもある「公共施設等の急速な老朽化」に対応すべく、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化を図ることが必要です。

こうした経緯から、本計画は、公共施設等の管理方針の再検討を行いつつ、公共施設等の各種個別施設計画の内容及び令和 5（2023）年 10 月 10 日付けの総務省通知を踏まえて改訂したものととなります。

## (2) 公共施設等総合管理計画の目的

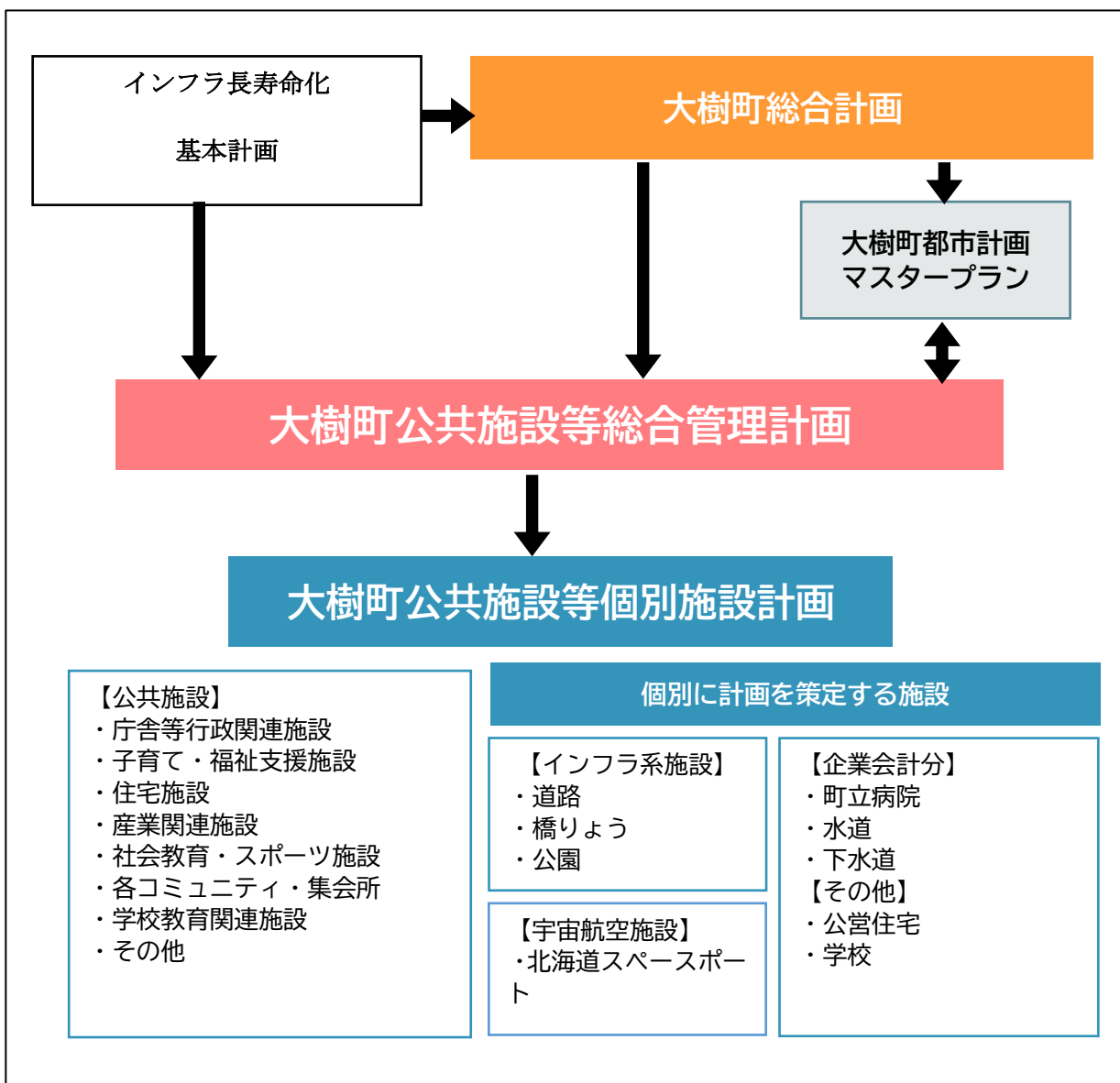
大樹町の人口は、今後減少することが予測され、これまで需要の増大に応じて整備を進めてきた公共施設等が、老朽化による更新時期の到来や、大規模災害への対応が必要となるなか、財政環境の厳しさが続いていることも踏まえ、人口減少に応じた計画的な更新・統廃合・長寿命化等の検討、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適な配置の実現が必要となっています。

本計画は、公共施設等の全体像を明らかにし、様々な社会情勢を踏まえ、長期的な視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的に策定するものです。

## (3) 公共施設等総合管理計画の位置づけ

本計画については大樹町総合計画を上位計画と位置づけ、そのほか個別施設（長寿命化）計画については、本計画の下位計画とし、各施設の方針等は各個別施設計画に準じます。また、国土強靱化やインフラ長寿命化基本計画についても連携・連動しながら本計画へ反映させます。

### ■計画の体系



## 2. 本計画の対象となる公共施設等の範囲と計画期間

### (1) 本計画における対象となる公共施設等

本計画の対象とする公共施設等は、本町が保有する全ての公共施設及びインフラ施設とします。

公共施設については、9 類型に、インフラ施設については、道路、橋りょう、上下水道、公園の 5 類型を対象として、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

#### ■公共施設等の分類

	分類	主な施設
公共施設	庁舎等行政関連施設	役場庁舎等
	子育て・福祉施設	高齢者保健福祉推進センター、福祉センター等
	住宅施設	公営住宅、単身者住宅等
	産業関連施設	町営牧場、晩成温泉等
	社会教育・スポーツ施設	生涯学習センター、大樹町 B & G 海洋センター等
	各コミュニティ・集会場	各地区行政地区会館等
	学校教育関連施設	小中学校、給食センター、教職員住宅等
	職員住宅	職員住宅
	その他	下水終末処理場、公衆浴場等
インフラ施設	道路	
	橋りょう	
	上下水道	
	公園	
	農業農村整備事業	

### (2) 計画期間

計画期間は、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間とします。

今後、上位・関連計画の改訂や社会環境の変化などに応じて、適宜見直しを行っていきます。



## Ⅱ

# 公共施設等を取り巻く環境

## 1. 将来の人口 現状と予測 ～ 大樹町人口ビジョンより

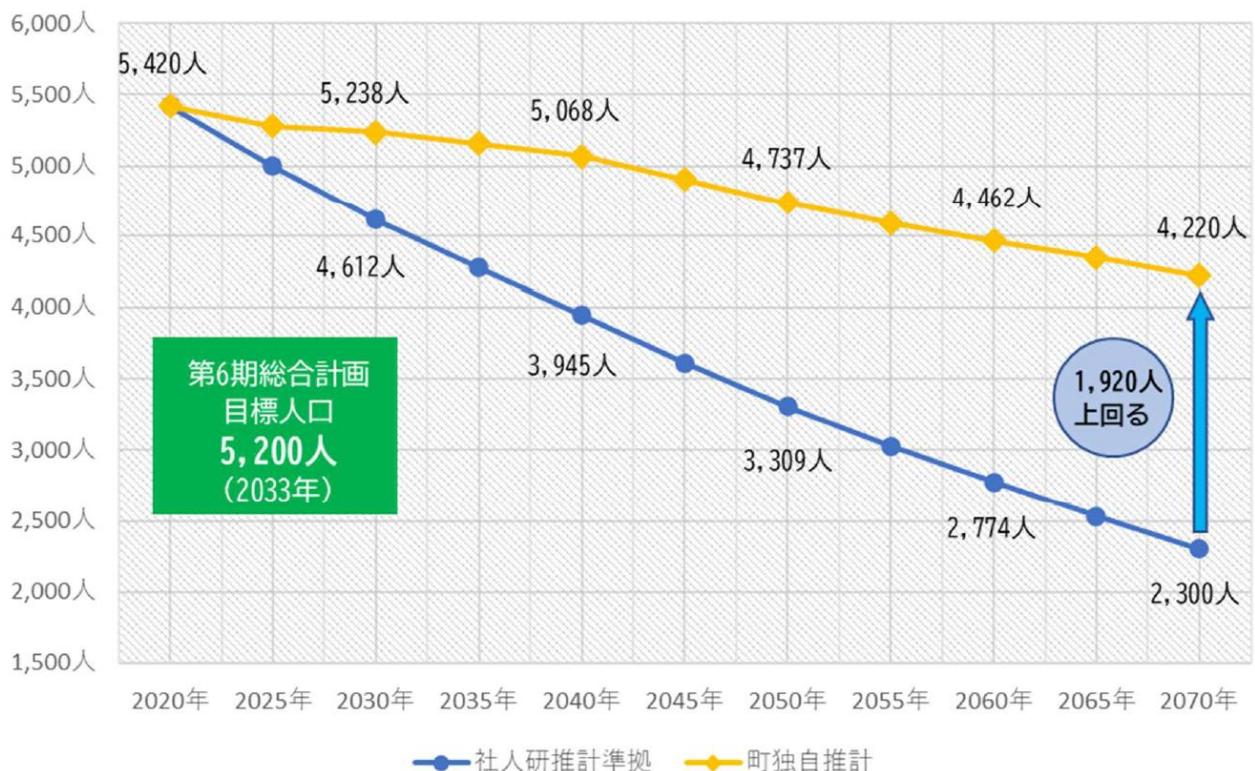
国の長期ビジョン及び第6期大樹町総合計画における令和15(2023)年の目標人口5,200人を勘案しつつ、目指すべき将来の方向を踏まえ次の考えのもと仮定値を設定し、将来人口を展望します。

### ■町独自推計の条件整理

- 自然増減については、現状、大樹町の合計特殊出生率は1.52程度と国や北海道より高い傾向にあり、町や国等の施策効果を踏まえ、令和17(2025)年には人口置換水準である2.07程度まで上昇。
- 社会増減については、現在町が進めている「宇宙のまちづくり」の取組を一層強化し、関連企業等の誘致を積極的に推進すること等により20歳代から40歳代の転入超過が一定程度継続するとともに、町の各種施策の効果が着実に反映されることにより令和12(2030)年には20歳代から40歳代以外の世代においても移動均衡(転出入がゼロ)に達するものとして推計。

以上の条件を踏まえて推計すると、自然増減、社会増減の各種条件を達成した場合には、令和52(2070)年の人口は、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)推計よりも1,920人多い4,220人となると推計されます。

### 大樹町の人口の将来展望

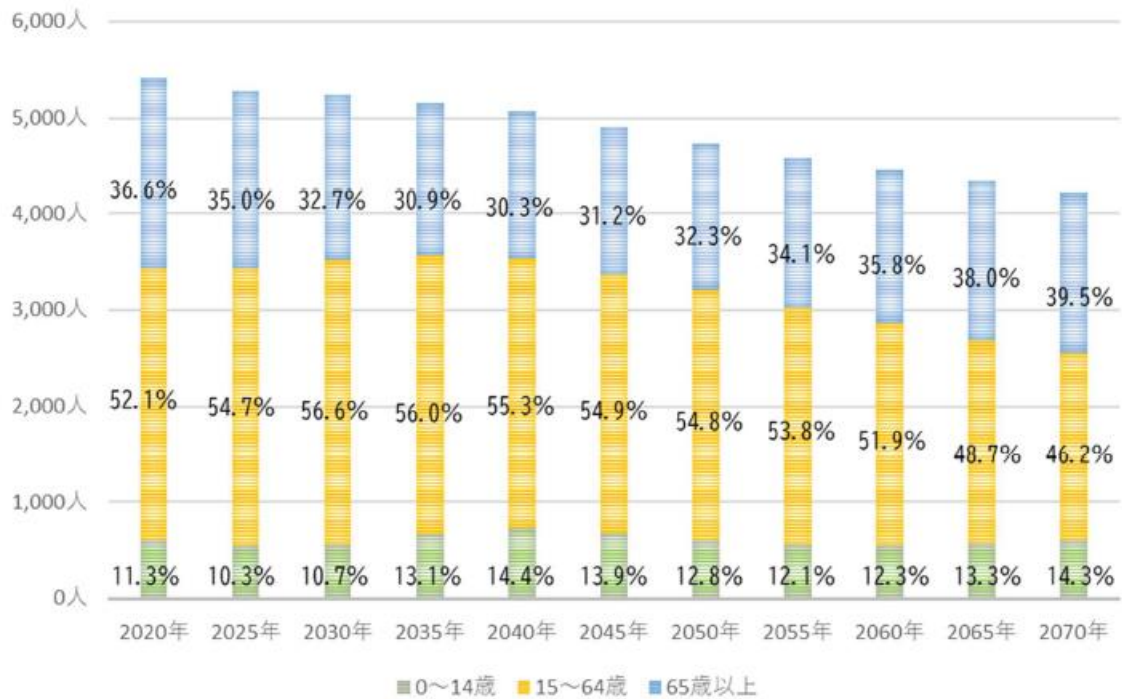


■年齢3区分別の人口推計（町独自推計）

単位（人）

区分	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年	2070年
年少人口 0～14歳	612 11.3%	561 10.7%	728 14.4%	608 12.8%	549 12.3%	603 14.3%
生産年齢人口 15～64歳	2,825 52.1%	2,966 56.6%	2,804 55.3%	2,598 54.8%	2,316 51.9%	1,951 46.2%
高齢人口 65歳以上	1,983 36.6%	1,711 32.7%	1,535 30.3%	1,531 32.3%	1,597 35.8%	1,666 39.5%
合計	5,420	5,238	5,068	4,737	4,462	4,220

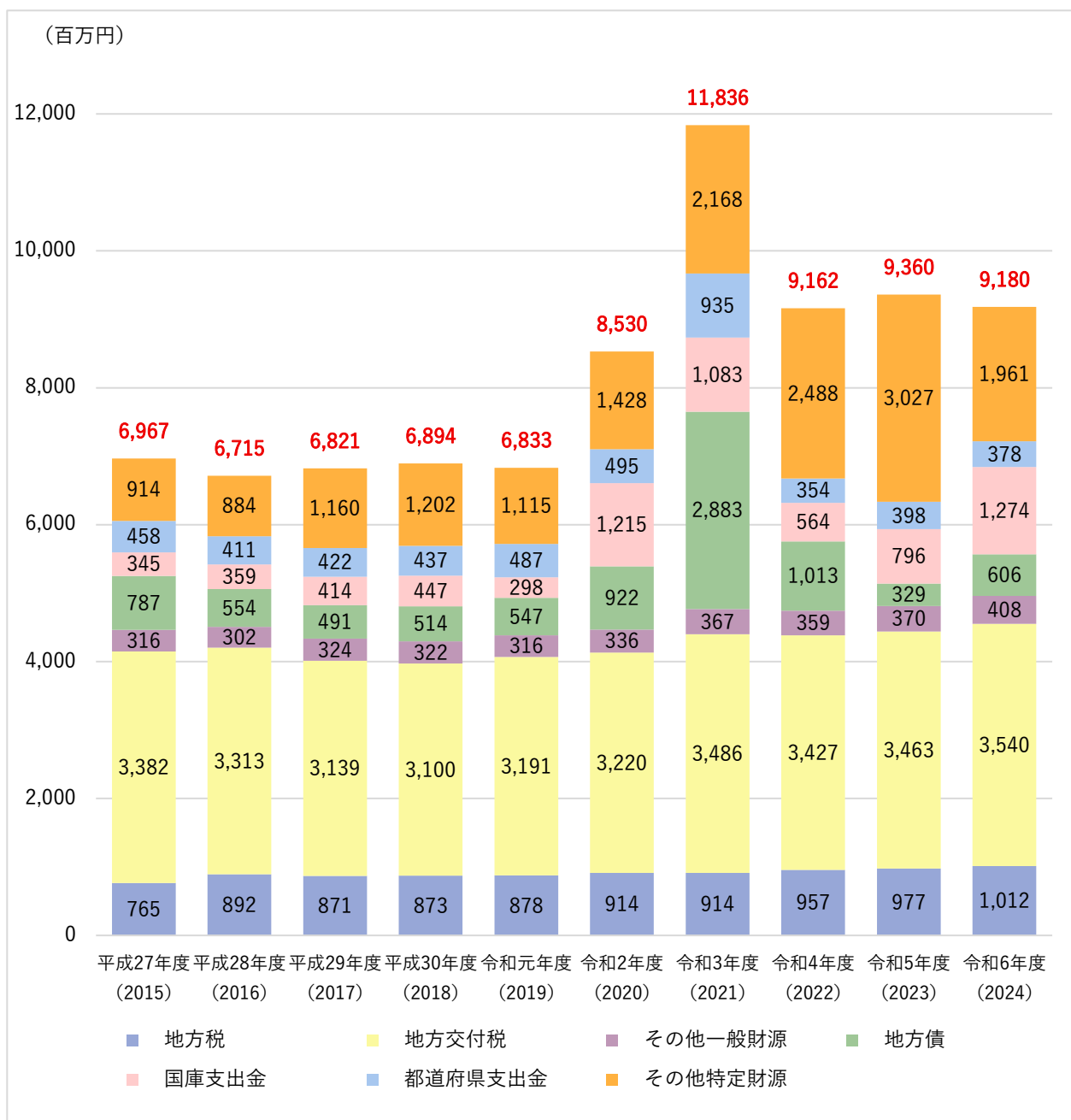
町独自推計における年齢3区分別の人口構成



## 2. 財政状況

### (1) 歳入の状況

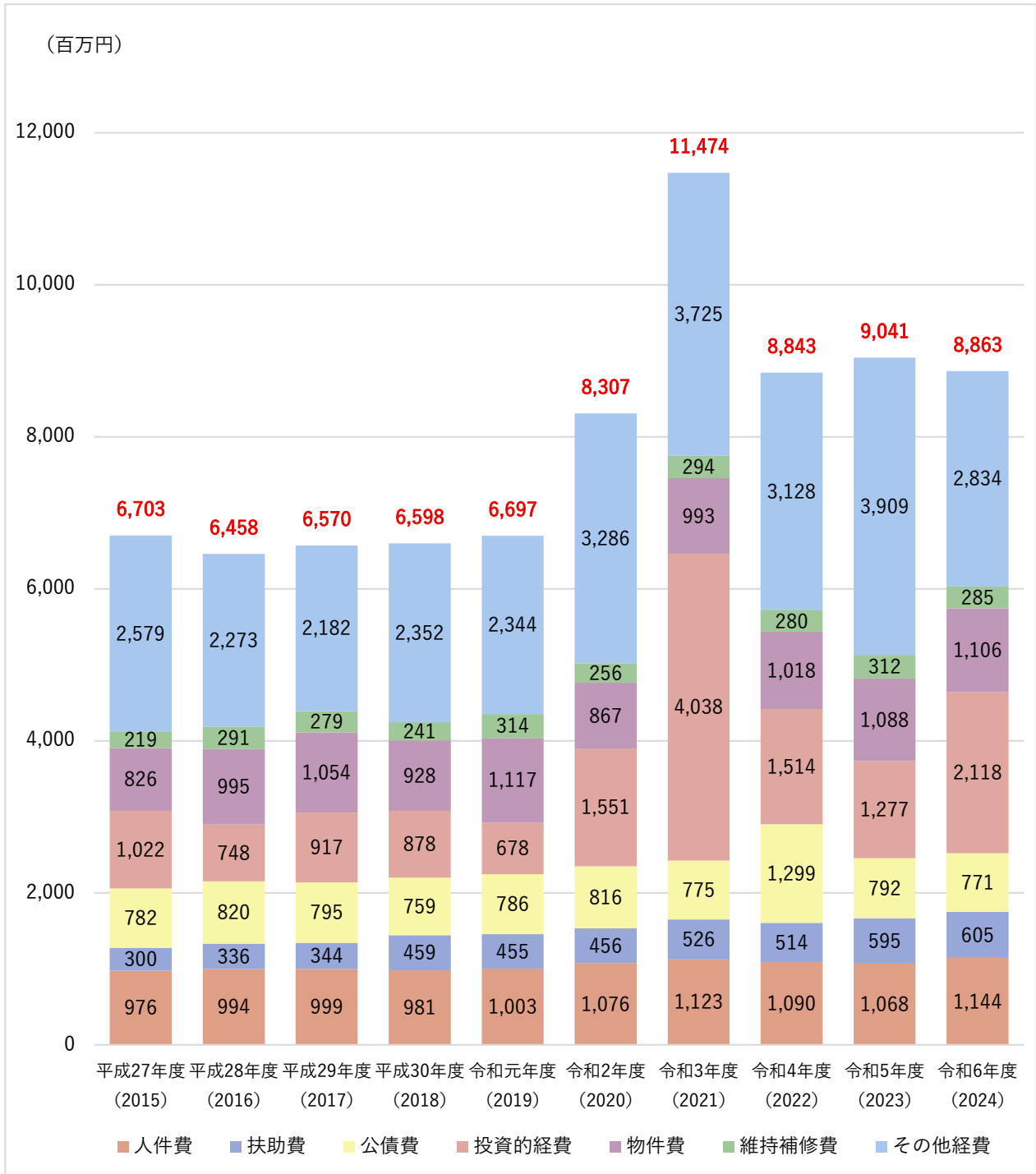
令和6(2024)年度の一般会計を基に本町の歳入の状況を見ると、町税(地方税)が約10億円で、地方交付税が約35億円となっています。



※大樹町地方財政状況調査資料より。

## (2) 歳出の状況

令和6(2024)年度の一般会計を基に本町の歳出の状況をみると、投資的経費が約21億円で、維持補修費が約3億円、扶助費は増加傾向にあり約6億円となっています。



※大樹町地方財政状況調査資料より。

### 3. 公共施設の状況

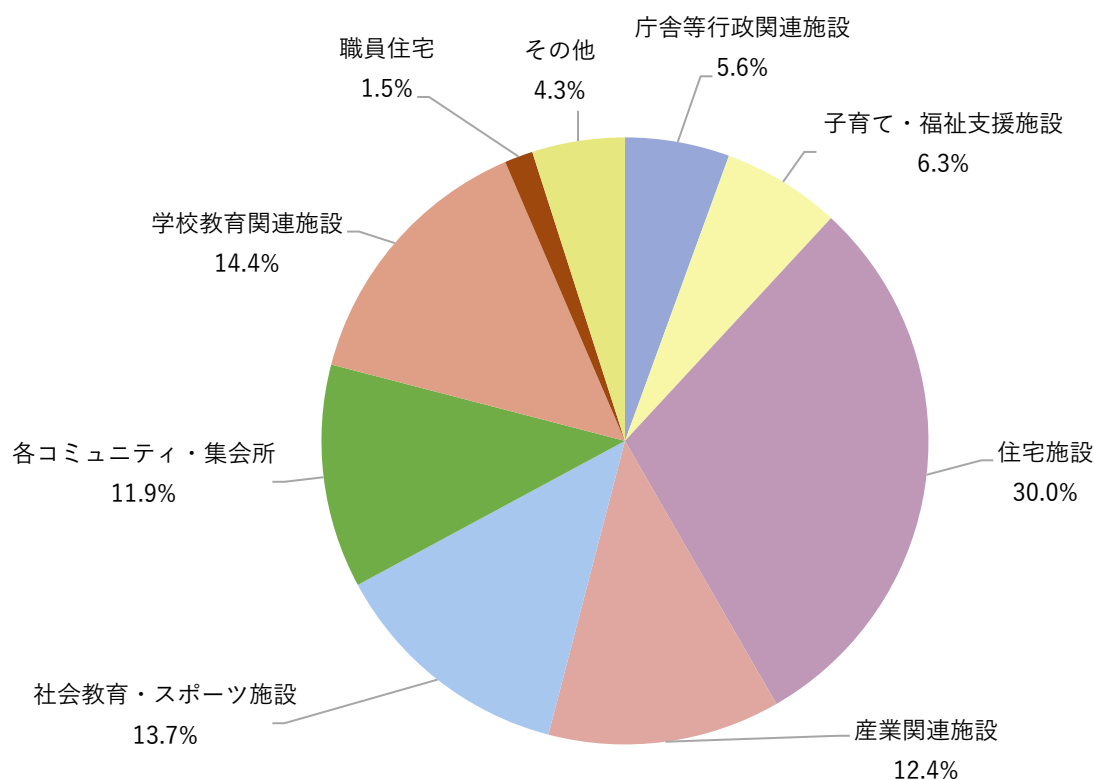
#### (1) 本町の公共施設の保有状況

令和7(2025)年度末(令和8(2026)年3月31日)現在の公共施設の延床面積合計は約9.5万㎡となっており、その面積割合の内訳は、大きい順で住宅施設が30.0%、学校教育関連施設が14.4%、社会教育・スポーツ施設が13.7%と続きます。

また、人口一人当たりの面積を見ると、公共施設全体で18.39㎡となります。

施設分類	施設数	延床面積 (㎡)	割合	人口一人当たりの 延床面積 (㎡)
庁舎等行政関連施設	6	5,282.7	5.6%	1.02
子育て・福祉支援施設	5	5,990.9	6.3%	1.16
住宅施設	95	28,513.2	30.0%	5.52
産業関連施設	33	11,745.7	12.4%	2.27
社会教育・スポーツ施設	9	13,027.6	13.7%	2.52
各コミュニティ・集会所	35	11,307.8	11.9%	2.19
学校教育関連施設	27	13,640.2	14.4%	2.64
職員住宅	12	1,433.9	1.5%	0.28
その他	11	4,092.1	4.3%	0.79
合計	234	95,034.1	100.0%	18.39

※人口は本町の住民基本台帳人口データによる令和8(2026)年1月31日現在の5,168人を採用。



## (2) 計画策定時と改訂時の延床面積等の比較

平成 28 (2016) 年の計画策定時と令和 7 (2025) 年度末現在の延床面積を比較すると、計画策定時から 12,916.1 m<sup>2</sup>、割合にすると 12.0%減少しています。

### ■延床面積等の比較

施設分類	延床面積 (m <sup>2</sup> )
庁舎等行政関連施設	5,171.6
子育て・福祉支援施設	6,707.3
住宅施設	33,952.0
産業関連施設	14,625.9
社会教育・スポーツ施設	12,223.0
各コミュニティ・集会所	11,257.3
学校教育	12,324.7
学校教職員住宅	1,982.4
職員住宅	2,502.0
その他	7,282.1
合計	107,950.3



施設分類	延床面積 (m <sup>2</sup> )
庁舎等行政関連施設	5,282.7
子育て・福祉支援施設	5,990.9
住宅施設	28,513.2
産業関連施設	11,745.7
社会教育・スポーツ施設	13,027.6
各コミュニティ・集会所	11,307.8
学校教育関連施設	13,640.2
職員住宅	1,433.9
その他	4,092.1
合計	95,034.1

今回から本計画から除外した北海道スペースポート施設 596.7 m<sup>2</sup>をそれぞれの面積から除外した。

### (3) 対策の実績

平成 28 (2016) 年度 (計画開始年度) から令和 7 (2025) 年度までに行った公共施設の大規模改修・建替え・解体の主な取り組みは下記のとおりです。小規模修繕や設備修繕は除き、大規模工事のみを記載しています。

#### ■対策の実績 (平成 28 (2016) 年度から令和 6 (2024) 年度現在まで)

年度	新築・改修した施設	解体・除却した施設
H28 (2016)	・寿町団地 1 号棟 (1 棟 4 戸)	・旧生花小中学校体育館 ・旧日方団地 (5 棟 20 戸)
H29 (2017)	・寿町団地 2 号棟 (1 棟 4 戸)	・旧日方団地 (4 棟 16 戸) ・旧高齢者ふれあいセンター ・旧尾田小学校教員住宅 (2 棟) ・旧歴舟小学校教員住宅 (1 棟)
H30 (2018)	・日方団地 1 号棟 (1 棟 4 戸)	・旧日方団地 (2 棟 8 戸) ・旧柏木町団地 (1 棟 3 戸) ・旧新通団地 (1 棟 4 戸) ・旧旭保育所
R1 (2019)	・日方団地 2 号棟 (1 棟 4 戸)	・旧日方団地 (1 棟 4 戸) ・旧中島小学校教員住宅 (2 棟)
R2 (2020)	・役場庁舎 (R2~R3) ・日方団地 3 号棟 (1 棟 4 戸) ・晩成行政区会館	・旧尾田団地 (2 棟 4 戸) ・旧中島福祉ホーム ・旧晩成福祉ホーム
R3 (2021)	・日方団地 4 号棟 (1 棟 3 戸) ・生花行政区会館	・旧日方団地 (4 棟 15 戸) ・旧新通団地 (2 棟 8 戸) ・旧生花研修センター ・旧歴舟中学校教員住宅 (2 棟 3 戸)
R4 (2022)	・大樹町民プール	・旧役場庁舎 ・旧歴舟児童館 ・旧日方団地 (4 棟 16 戸) ・旧生花診療所 ・旧南通職員住宅 (1 棟) ・旧歴舟中学校教員住宅 (1 棟 2 戸) ・旧新通団地 (1 棟 4 戸) ・旧歴舟児童館
R5 (2023)	・晩成の宿 (外壁・屋根等：改修)	・旧日方団地 (4 棟 16 戸) ・旧南通職員住宅 (3 棟)
R6 (2024)	・寿町団地 3 号棟 (1 棟 5 戸) ・晩成温泉 (浴室棟他：改修)	・旧歴舟中学校 (校舎・体育館) ・晩成温泉 (旧浴室他)

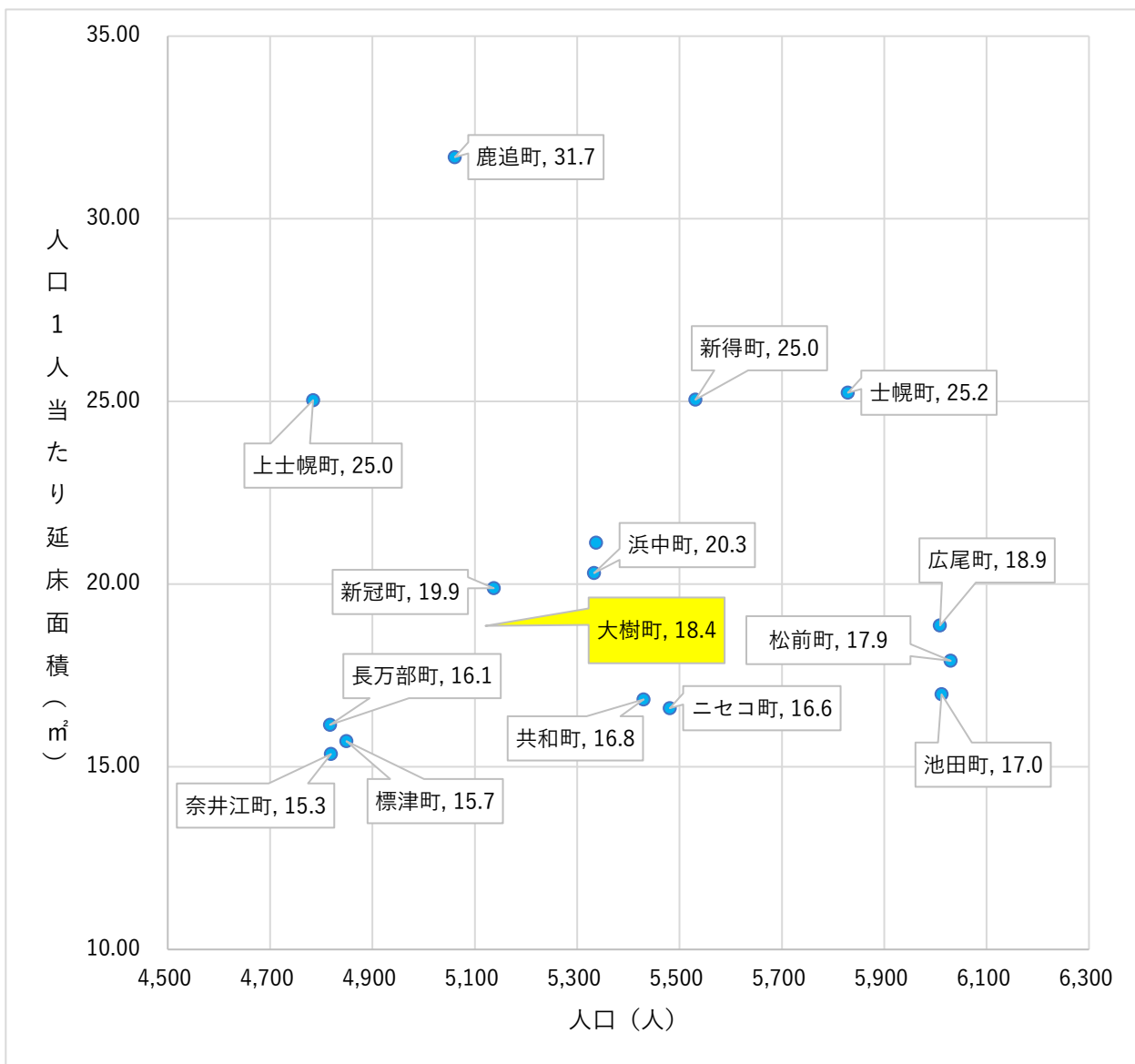
#### (4) 道内各町との比較（人口1人当たり延床面積）

公共施設保有状況について、本町と人口が近い道内14町と比較（人口1人当たり延床面積）を行いました。

令和6（2024）年1月1日時点における人口が本町と近い、十勝管内の各町（池田町、広尾町、士幌町、新得町、鹿追町、上士幌町）と比較すると、本町の人口1人当たり延床面積は低い数値結果となりました。

以上の結果から、本町における人口1人当たり延床面積は十勝管内の自治体と比較した場合中位に位置しておりますが、今後の人口減少と財政状況を踏まえると、公共施設の統廃合を進めていく必要があると考えられます。

#### ■道内各町との比較（人口1人当たり延床面積）



※人口は令和6（2024）年1月1日現在住民基本台帳年齢階級別人口（総務省）より。

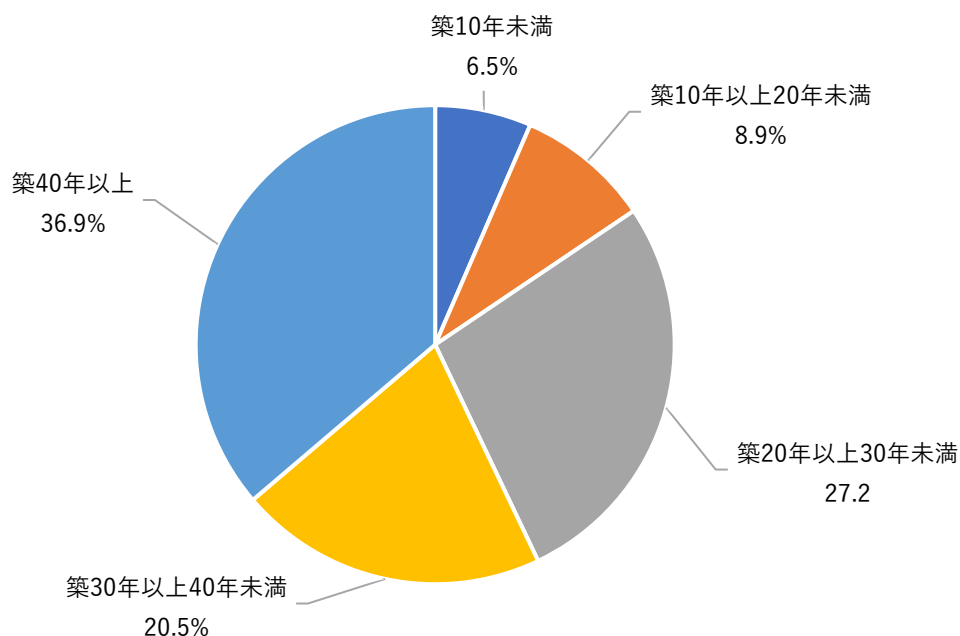
※令和5（2023）年度公共施設状況調経年比較表（総務省）の行政財産及び普通財産の合計面積を人口で割り、1人当たり延床面積を算出。公共施設を対象として計上し、道路、橋りょう等のインフラ面積は含んでいない。

## (5) 公共施設の経過年数状況

公共施設について、建築からの経過年数をみると、築30年未満の公共施設は全体の42.6%、築年数30年以上の公共施設は57.4%となります。特に築40年以上経過した公共施設は全体の36.9%を占めています。

(単位：施設数)

施設分類	築10年未満	築10年以上20年未満	築20年以上30年未満	築30年以上40年未満	築40年以上	計
庁舎等行政関連施設	3,058.70	0.00	1,843.00	381.00	0.00	5,282.70
子育て・福祉支援施設	0.00	0.00	1,418.40	2,903.00	1,669.50	5,990.90
住宅施設	1,978.21	927.14	7,158.79	7,299.34	11,149.70	28,513.17
産業関連施設	0.00	0.00	6,604.90	837.34	4,303.45	11,745.69
社会教育・スポーツ施設	804.57	0.00	5,739.41	1,294.63	5,188.96	13,027.57
各コミュニティ・集会所	328.40	352.00	1,238.10	5,628.20	3,761.05	11,307.75
学校教育関連施設	0.00	7,161.18	1,456.20	763.20	4,259.63	13,640.21
職員住宅	0.00	0.00	423.90	137.86	872.16	1,433.92
その他	0.00	0.00	0.00	244.60	3,847.51	4,092.11
合計	6,169.88	8,440.32	25,882.70	19,489.17	35,051.96	95,034.02
割合	6.5%	8.9%	27.2%	20.5%	36.9%	100.0%

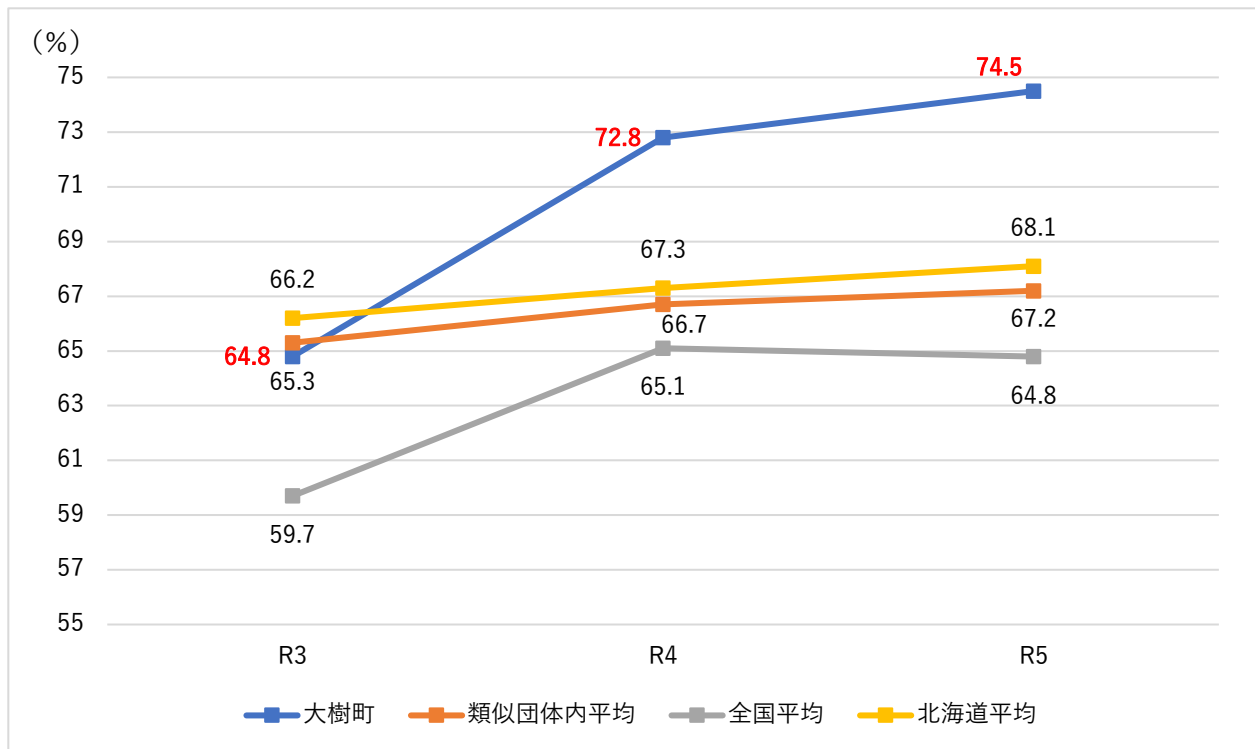


## (6) 有形固定資産減価償却率の状況

「有形固定資産減価償却率」は、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合で、資産の経年の程度（資産の老朽化）を示す指標です。

一般会計等の平均として、直近2年間は、類似団体内平均、全国平均、北海道平均を共に上回っており老朽化が進んでいる状況です。

### ■有形固定資産減価償却率（一般会計全体）



※大樹町財政状況資料集より。

## (7) 施設分類別の主な施設の状況

### ①庁舎等行政関連施設

施設名称	建築年度	延床面積 (㎡)	耐用年数
役場庁舎	2021	2,947.60	50
スマート街区エネルギー棟	2021	111.10	38
スマート街区太陽光発電所	2021	-	-
スマート街区自営線ネットワーク	2021	-	-
スマート街区熱源ネットワーク	2021	-	-
消防庁舎	1999	1,843.00	50
石坂消防会館	1994	126.00	31
生花消防会館	1989	81.00	31
尾田消防会館	1986	174.00	31

### ②子育て・福祉支援施設

施設名称	建築年度	延床面積 (㎡)	耐用年数
福祉センター	1970	1,131.70	50
南十勝こども発達支援センター	1981	537.80	38
高齢者保健福祉推進センター	1998	1,418.40	50
特別養護老人ホーム	1995	2,434.00	50
デイサービスセンター	1995	469.00	50

### ③住宅施設

施設名称	建築年度	延床面積 (㎡)	耐用年数
鏡町公営住宅 2 - 1 号	1994	1,036.46	38
鏡町公営住宅 2 - 2 号	1995	1,036.46	38
鏡町公営住宅 2 - 3 号	1997	1,049.09	38
鏡町公営住宅 1 号	1986	264.08	38
鏡町公営住宅 2 号	1985	264.08	38
鏡町公営住宅 3 号	1985	275.72	38
鏡町公営住宅 4 号	1984	264.08	38
鏡町公営住宅 5 号	1984	275.72	38
鏡町公営住宅 6 号	1986	206.79	38
鏡町公営住宅 7 号	1987	206.79	38
鏡町公営住宅 8 号	1987	198.06	38
鏡町公営住宅 9 号	1983	198.06	38
鏡町公営住宅 10 号	1983	198.06	38
松並町公営住宅 1 号	1982	198.12	38
松並町公営住宅 2 号	1982	327.28	38
松並町公営住宅 3 号	1981	262.94	38
松並町公営住宅 4 号	1981	262.94	38
日方公営住宅 1 号棟	2018	234.76	38
日方公営住宅 2 号棟	2019	234.76	38
日方公営住宅 3 号棟	2020	277.76	38
日方公営住宅 4 号棟	2021	277.76	38
単身者住宅 ユースタウン 9 1	1992	781.79	47
単身者住宅 ユースタウン 9 2	1992	781.79	47
単身者住宅 ユースタウン 9 3	1994	781.79	47
柏木町公営住宅 1 号	1988	198.06	38
柏木町公営住宅 2 号	1988	206.79	38
柏木町公営住宅 2 - 1 号	1998	1,363.32	38
柏木町公営住宅 2 - 2 号	1999	1,363.32	38
柏木町公営住宅 1 - 1, 2, 3, 4 号	1999	821.32	38
柏木町公営住宅 2 - 3 号	2000	681.66	38
柏木町公営住宅 2 - 4 号	2001	681.66	38
柏木町公営住宅 2 - 5 号	2003	675.94	38
上生花公営住宅 1 号	1979	236.40	38
上生花公営住宅 2 号	1981	260.64	38
上生花公営住宅 3 号	1984	261.80	38
旭公営住宅 3 号	1985	199.86	38

施設名称	建築年度	延床面積 (㎡)	耐用年数
旭公営住宅 4 号	1989	206.79	38
旭公営住宅 5 号	1990	206.79	38
旭公営住宅 6 号	1990	137.86	38
浜大樹公営住宅 1 号	1981	260.64	38
浜大樹公営住宅 2 号	1991	207.39	38
浜大樹公営住宅 3 号	1986	206.79	38
尾田公営住宅 1 号	1980	188.95	38
尾田公営住宅 2 号	1978	113.52	38
尾田公営住宅 4 号	1979	118.20	38
尾田公営住宅 5 号	1978	113.52	38
尾田公営住宅 7 号	1979	118.20	38
双葉町公営住宅 1 号	1980	251.94	38
双葉町公営住宅 2 号	1981	195.48	38
双葉町公営住宅 3 号	1982	196.37	38
双葉町公営住宅 4 号	1979	125.98	38
双葉町公営住宅 5 号	1979	125.98	38
双葉町公営住宅 6 号	1979	125.98	38
双葉町公営住宅 7 号	1980	251.94	38
双葉町公営住宅 8 号	1980	251.94	38
双葉町公営住宅 9 号	1980	251.94	38
双葉町公営住宅 1 0 号	1980	251.94	38
双葉町公営住宅 1 1 号	1978	236.40	38
双葉町公営住宅 1 2 号	1978	236.40	38
双葉町公営住宅 1 3 号	1978	236.40	38
松山公営住宅 1 号	1977	228.32	38
松山公営住宅 2 号	1977	228.32	38
松山公営住宅 3 号	1977	228.32	38
松山公営住宅 4 号	1978	228.32	38
松山公営住宅 5 号	1978	228.32	38
松山公営住宅 6 号	1979	236.40	38
松山公営住宅 7 号	1979	236.40	38
石坂公営住宅第 2 - 1 号	1983	254.80	38
石坂公営住宅第 2 - 2 号	1984	198.11	38
石坂公営住宅第 2 - 3 号	1985	132.07	38
石坂公営住宅第 2 - 4 号	1983	133.20	38
石坂公営住宅第 2 - 5 号	1984	127.42	38
石坂公営住宅第 2 - 6 号	1984	127.42	38

施設名称	建築年度	延床面積 (㎡)	耐用年数
石坂公営住宅第2 - 7号	1985	127.40	38
石坂公営住宅3号	1977	160.53	38
石坂公営住宅4号	1977	160.53	38
石坂公営住宅5号	1980	188.95	38
石坂公営住宅6号	1982	127.40	38
石坂公営住宅7号	1978	118.20	38
石坂公営住宅8号	1978	118.20	38
石坂公営住宅9号	1980	125.97	38
石坂公営住宅10号	1982	127.40	38
石坂公営住宅11号	1989	264.08	38
石坂公営住宅12号	1989	275.72	38
中島公営住宅1号	1978	170.28	38
川南第2団地1号棟	2014	531.64	38
川南第2団地2号棟	2015	197.75	38
川南第2団地3号棟	2015	197.75	38
寿町団地1号棟	2016	287.59	38
寿町団地2号棟	2017	287.59	38
寿町団地3号棟	2024	377.99	38
ワーキングステイ住宅松山町	1988	95.07	20
ワーキングステイ住宅松並2号	1997	63.59	20
ワーキングステイ住宅松並3号	1996	63.59	20
農業担い手単身者住宅	2000	395.30	22

#### ④産業関連施設

施設名称	建築年度	延床面積 (㎡)	耐用年数
学童農業研修センター	1982	826.00	50
晩成温泉管理棟 (本館)	1980	588.25	50
晩成温泉新浴場	1996	490.84	47
晩成温泉厨房	2002	57.78	20
地場産品研修センター	1990	303.00	38
光地園牧場監視舎A	1973	279.70	24
光地園牧場監視舎B	1974	67.80	24
光地園牧場監視舎C (住宅A)	1976	124.70	24
光地園牧場監視舎C (住宅B)	1975	124.70	24
光地園牧場監視舎D-1	1976	13.00	24
光地園牧場監視舎D-2	1976	13.00	24

施設名称	建築年度	延床面積 (㎡)	耐用年数
光地園牧場監視舎 D-3	1976	13.00	24
光地園牧場監視舎 D-4	1976	13.00	24
光地園牧場農機具格納庫 A	1973	118.20	31
光地園牧場農機具格納庫 A	1976	118.20	31
光地園牧場機械格納庫 1	2003	194.40	15
光地園牧場機械格納庫 2	1986	205.60	31
光地園牧場育成牛舎 E	1998	498.96	17
光地園牧場育成牛舎 F	1998	498.96	17
光地園牧場育成牛舎 G	2000	498.96	17
光地園牧場育成牛舎 H	2002	498.96	17
光地園牧場育成牛舎鉄骨	2004	964.44	31
光地園牧場育成牛舎試験舎	1995	116.64	31
光地園牧場退避舎及び貯蔵施設	1976	1,675.90	31
光地園牧場堆肥舎	2003	2,610.00	31
光地園牧場乾牧草収納庫	1977	242.90	31
光地園牧場衛生舎	1975	85.10	24
光地園牧場乾燥庫	2001	291.60	31
光地園牧場入牧受付場	1993	19.40	24
晩成牧場看視舎	1987	58.30	24
晩成牧場第2牧場看視舎	1989	108.50	24
晩成牧場物置	1991	19.40	24
晩成牧場第2牧場物置	1988	6.50	15

## ⑤社会教育・スポーツ施設

施設名称	建築年度	延床面積 (㎡)	耐用年数
大樹町郷土資料館	1933	736.30	24
図書館	1975	1,362.20	38
B & G 海洋センター体育館	1981	1,214.10	38
B & G 海洋センター旧プール	1982	942.16	34
B & G 海洋センター艇庫	1986	682.13	34
武道館	1984	934.20	34
高齢者健康増進センター	1991	666.50	38
生涯学習センター	1998	4,963.66	50
中央運動公園センターハウス	1996	775.75	47
中央運動公園野球場	1994	-	-
中央運動公園ソフトボール場	1994	-	-
中央運動公園テニスコート・スケートリンク	1995	-	-
中央運動公園公園	1995	-	-
町民プール	2023	804.57	34

## ⑥各コミュニティ・集会所

施設名称	建築年度	延床面積 (㎡)	耐用年数
尾田地域コミュニティセンター本館	1993	1,793.90	50
尾田地域コミュニティセンター体育館	1989	850.60	34
中島地域コミュニティセンター本館	1992	1,340.10	50
中島地域コミュニティセンター体育館	1990	699.50	34
歴舟地域コミュニティセンター本館	1997	1,177.30	50
歴舟地域コミュニティセンター体育館	1991	699.50	34
開進福祉ホーム	1982	112.60	24
上中島福祉センター	1982	95.70	24
南町行政区会館	1996	60.80	24
晩成行政区会館	2020	153.40	24
美成福祉ホーム	1973	120.30	24
拓北福祉ホーム	1974	107.80	24
豊里福祉ホーム	1974	107.80	24
拓進福祉ホーム	1974	107.80	24
大光福祉ホーム	1975	107.70	24
相川福祉ホーム	1975	107.80	24
日方福祉ホーム	1977	113.00	24
振別福祉ホーム	1978	112.60	24
生花行政区会館	2021	175.00	24
芽武行政区会館	1979	95.50	24
大和行政区会館	1979	85.80	24
中大樹行政区会館	1979	95.70	24
北大樹会館	1973	226.00	50
東和福祉ホーム	1979	112.60	24
萌和行政区会館本館	1979	100.00	24
萌和行政区会館屋内運動場	1963	169.30	22
松山・下大樹行政区会館	1980	95.50	24
更生老人憩いの家	1983	85.90	24
上大樹行政区会館	1979	70.50	24
旭行政区会館	2011	176.00	24
浜大樹行政区会館	2011	176.00	24
石坂行政区会館	1993	244.60	24
旧北保育園	1978	844.50	22
老人と母子の家	1972	304.20	24
勤労者センター	1974	382.45	24

## ⑦学校教育関連施設

施設名称	建築年度	延床面積 (㎡)	耐用年数
大樹小学校校舎	2008	3,715.85	50
大樹小学校体育館	2008	829.25	34
大樹中学校校舎	1979	4,194.43	50
大樹中学校体育館	2011	1,999.28	34
大樹中学校渡り廊下	2011	192.00	22
学校給食センター本館	2001	853.90	50
学校給食センター車庫	2001	72.40	31
学校給食センター車庫	2018	33.10	31
学校給食センター物置	2001	11.30	31
大樹小学校教職員住宅 6号	1988	63.60	22
大樹小学校教職員住宅 7号	1997	69.00	22
大樹小学校教職員住宅 8号	1997	69.00	22
大樹小学校教職員住宅 10号	1999	69.00	22
大樹小学校教職員住宅 11号 (教頭)	2012	108.10	22
大樹小学校教職員住宅 12号 (校長)	2012	108.10	22
大樹中学校教職員住宅 140号 (校長)	2011	104.30	22
大樹中学校教職員住宅 141号 (教頭)	2011	104.30	22
大樹中学校教職員住宅 142号	1979	65.20	22
大樹中学校教職員住宅 149号	1989	63.60	22
大樹中学校教職員住宅 150号	1990	63.60	22
大樹中学校教職員住宅 151号	1990	63.60	22
大樹中学校教職員住宅 152号	1991	63.60	22
大樹中学校教職員住宅 153号	1991	63.60	22
大樹中学校教職員住宅 154号	1992	63.60	22
大樹中学校教職員住宅 155号	1993	63.60	22
教職員単身者住宅	2000	395.30	22
高校生シェアハウス(大樹小住宅 1号)	1988	63.60	22
高校生シェアハウス(大樹小住宅 2号)	1991	63.60	22
高校生シェアハウス(大樹小住宅 3号)	1993	63.60	22
高校生シェアハウス(大樹小住宅 4号)	1993	63.60	22

## ⑧職員住宅

施設名称	建築年度	延床面積 (㎡)	耐用年数
役場独身寮	1996	423.90	38
職員住宅 2 2 9 号	1976	63.14	20
職員住宅 2 3 4 号・2 3 5 号	1991	137.86	38
職員住宅 2 3 6 号	1975	63.14	22
職員住宅 2 3 7 号	1975	63.14	20
職員住宅 2 3 0 号	1976	63.14	20
職員住宅 2 3 1 号	1968	51.03	20
職員住宅高校 1 号 2 号	1975	118.71	38
職員住宅高校 3 号 4 号	1976	118.71	38
旧大樹小学校教職員住宅 1 3 号・1 4 号	1974	102.06	22
緑苑職員住宅	1974	151.33	22
旧大樹小学校教職員住宅 2 0 号	1981	77.76	22

## ⑨その他

施設名称	建築年度	延床面積 (㎡)	耐用年数
大樹町歯科診療所	1981	253.50	24
南十勝酪農ヘルパー組合事務所	1979	335.33	24
旧大樹駅舎	1966	163.30	38
旧給食センター	1968	394.50	31
旧尾田小学校	1971	1,860.60	50
旧尾田児童館	1974	454.50	49
旧尾田認定こども園	1995	244.60	22
公衆浴場	1982	385.78	38

## 4. インフラ施設の状況

### (1) 道路

#### ■道路の状況

施設分類	実延長 (m)	道路面積 (㎡)
1級町道	92,560.93	658,549.6
2級町道	71,630.82	481,054.2
その他町道	381,115.31	2,310,459.4

### (2) 橋りょう

#### ■橋りょうの状況

施設分類	橋数 (橋)	橋長 (m)
PC 橋	60	1,158
RC 橋	6	21
鋼橋	37	1,100

### (3) 上下水道

#### ■上水道の状況

施設分類	延長 (km)
道水管	4.7
送水管	52.0
配水管	268.8

施設分類	設置数 (箇所)
取水施設	2
浄水施設	2
配水施設	7

#### ■下水道の状況

施設分類	延長 (km)
汚水管	35.59
雨水管	1.74
合計	37.33

施設分類	設置数 (箇所)
終末処理施設	1

### (4) 公園

#### ■公園の状況

施設分類	設置数 (箇所)	面積 (㎡)
都市公園等	8	886,300

※インフラ施設の状況は全て令和6(2024)年度末現在

## 1. 公共施設等の課題

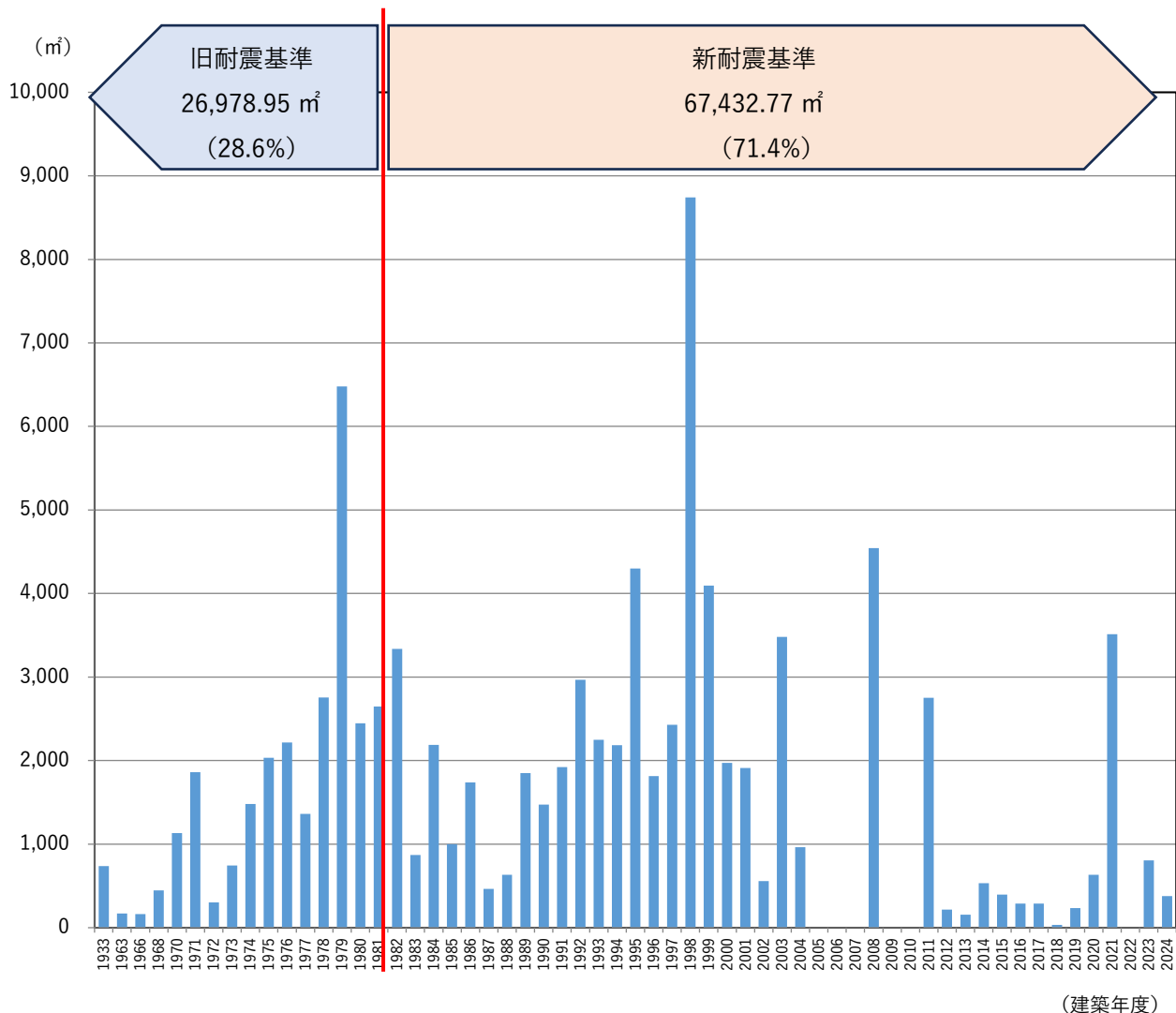
### (1) 公共施設の現状と課題

本町が保有している公共施設の建築年度別整備状況は下記グラフのとおりです。

現行の耐震基準（新耐震基準）は、1981（昭和56）年に改正され、導入されたものです。新耐震基準は、大規模の地震（震度6強から震度7程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害が生じないことを目標としたものになっています。

本町においては、旧耐震基準の1981（昭和56）年までに建築された建物が、28.6%を占めています。約3割の建物が旧耐震規準による建築構造となっており、耐震化や長寿命化など、計画的な対策を考える必要があります。

#### ■ 建築年度別整備状況（延床面積）



## (2) インフラ施設の現状と課題

インフラ施設は、道路、橋りょう、上水道施設、下水道施設があります。

道路、橋りょうの多くは耐用年数が 50 年と言われており、それを過ぎると更新していく必要が生じてきます。

橋りょうは、架替えや修繕に要する費用が急速に増大することが予想されるため、可能な限りのコスト縮減への取り組みが不可欠となっております。

水道施設は、本町の給水区域が広範囲に分布しており管路延長も長いことから更新費用が多額となり更新が進んでいないため、将来的に施設等の更新の必要性がより高まることを見込まれることから、計画的な経年化対策を進めていく必要があります。

下水道は、老朽化した施設はありませんが、施設等の更新についてはストックマネジメント計画に基づき、経営バランスも注視しながら計画的に進めていきます。

公園については、公園施設が老朽化しており、施設更新されていない公園が複数存在しています。町民ニーズに対応し、町内外の人の交流が活発になるような公園の再整備が求められます。

## (3) 少子高齢化の進行及び人口減少によるニーズの変化

本町は人口減少が続いており、今後もこの傾向は継続することが見込まれ、また、少子高齢化の進行も見込まれています。このような状況変化に合わせた、施設規模の見直しや既存公共施設の活用を通じ、町民ニーズの変化を十分に考慮した上で、最適な施設のあり方を検討していくことが求められます。

## (4) 財政状況への対応

今後、人口の減少に伴い町税収入等一般財源の減少が予想されることに加えて、少子・高齢化に伴う扶助費等の義務的経費が増加することから、財政状況が厳しくなることが見込まれます。

そのため、公共施設等の管理・運営にかかる費用を縮減するとともに、必要な施設の維持を図っていくことが大きな課題となります。

## 2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

---

### (1) 基本的な考え方

地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行っていきます。

新規の公共施設等は財政状況を踏まえ、供給量の適正化を図ります。

既存施設については、施設カルテを活用し、老朽化、維持管理コストの状況や利用実態及び今後の需要見通しを踏まえ、今後とも維持していく必要があると認められた施設については、長寿命化を柱に、建替え、施設の統合など選択し、建替えをする場合には、まず減築や他の施設との複合化を検討します。

### (2) 公共施設

#### ①供給に関する方針

- ・機能の複合化等による効率的な施設配置

老朽化が著しいが、町民サービスを行う上で廃止できない施設については、周辺施設の立地状況を踏まえながら、施設の統合や機能の複合化等により、効率的な施設配置及び町民ニーズの変化への対応を図ります。

- ・施設総量の適正化

町民ニーズや上位・関連計画、政策との整合性、費用対効果を踏まえながら、人口減少やこれから厳しくなる財政状況を勘案し、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化（縮減）を図ります。

#### ②品質に関する方針

- ・予防保全の推進

日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や改修の実施により予防保全に努めます。

- ・計画的な長寿命化の推進

建物の長寿命化を推進する上で必須となる建物ごとの長期保全計画を作成することとし、計画を作成する際に必要となる基準等を整備します。その上で、建物ごとの長期保全計画に基づいて今後生じる費用等を算出し、計画的な修繕・改修を実施します。

また、この計画をもとに予算を計上することとし、庁内全体での、改修等の実施時期等の調整などに活用し、財政支出の平準化を図る仕組みづくりを検討します。

### ③財務に関する方針

- ・ 長期的費用の縮減と平準化

改修・更新等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、歳出予算の縮減と平準化を図ります。

- ・ 維持管理費用の適正化

各施設の維持管理コストについて、データを蓄積し、類似用途の施設間などで比較を行うことで、問題点等を洗い出した後、コスト分析を行い、もっとも効率的かつ適正に管理を行っている施設を基準としたコスト削減を図ります。

- ・ 民間活力の導入

PPP や PFI などの手法が活用できる場合は、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

## (3) インフラ施設

### ①供給に関する方針

- ・ 社会構造変化に対応した適正な供給

社会構造の変化を踏まえ、適正な供給を図ります。

### ②品質に関する方針

- ・ 長寿命化の推進

道路、橋りょう、河川、上下水道、公園といった施設種別ごとの特性を考慮し、既に長寿命化計画を策定し対策を実施している（又は対策の方針を定めている）施設などについては、予防保全の実施を基本として、国等の基準による施設ごとに定めた対策により、長寿命化対策を進めます。

計画を策定していないインフラ資産にも、施設類型ごとの中長期的な経営視点に基づく計画的な維持管理を行います。

### ③財務に関する方針

- ・ 維持管理費用の適正化

計画的な点検や維持補修により、維持管理費用の適正化及び平準化を図ります。

- ・ 民間活力の導入

研究機関等と連携し、新技術等を取り入れることなどにより、効率的な維持管理方法について検討するほか、指定管理者制度の活用を含めた PPP/PFI 等民間資金を活用した維持管理等を検討します。

## (4) 実施方針

### ①点検・診断等の実施方針

公共施設等の維持管理に当たっては、まず、利用や事故等に伴う破損等の状況把握のほか、経年劣化・損傷を把握するための日常的な巡視を行います。そして、さらに専門的見地からの状況把握を行うために定期的な点検・診断を実施します。

また、点検・診断等によらず同様の構造・工法等による危険性が指摘され、利用者の安全確保に重大な懸念が生じる場合は、当該公共施設等に限らず、同様の危険性が推測される類似の施設全体において、点検・診断等を実施し、安全確保に努めるものとします。

これらの点検・診断は、公共施設等を安全・安心な状態で町民利用に供するために必要不可欠な取組であるが、施設の規模や性質等により、十分に取組が実施されていない状況もあり、今後、点検・診断の対象施設の拡大、施設管理者の技術力確保、点検・診断結果を生かした中・長期的な計画の作成によるメンテナンスサイクルの構築等に取り組んでいきます。

### ②維持管理・修繕・更新等の実施方針

#### ・公共施設の維持管理・修繕・更新等の実施方針

構造躯体の老朽化や建築設備の作動不良等による事故等を未然に防ぎ、公共施設の安全性を確保するため、学校や病院など一定の用途・規模を満たす公共施設については、施設管理者に対し定期点検が義務づけられています（建築基準法第12条）。

これからは、これらの公共施設以外の施設についても、施設管理者が定期的に経年劣化状況・性能低下状況等を点検・調査して施設の状況を把握することに努めます。また、必要に応じて劣化診断を実施します。

#### ・インフラ系施設の維持管理・修繕・更新等の実施方針

インフラ施設の老朽化の状況等については、利用状況や設置された自然環境等で施設ごとに異なることから、各インフラ施設の特性を考慮した上で、定期的な点検・診断を実施して施設の劣化状況を把握した後、健全度の低下が顕著な施設については、詳細調査を実施し、その要因を把握することに努めます。

また、その結果に基づき必要な措置を行い、得られた施設の状況等を記録し、次の点検・診断に活用するというメンテナンスサイクルの構築により効率的な維持管理を推進します。また、このような取組により維持管理費用の縮減・平準化を図ります。

### ③安全確保の実施方針

劣化が著しく安全を確保できない公共施設等については、速やかに使用を中止し、安全対策等の措置を講ずるものとします。ただし、老朽化等により供用廃止され、かつ、今後とも利用見込みのない公共施設等については、まずは、立入禁止措置等を実施し、必要に応じて施設の除却等を行うなど、安全確保対策を実施するものとします。

#### ④耐震化の実施方針

公共施設の安全性の確保や災害時の拠点施設であることなどを踏まえ耐震化に努めます。

#### ⑤長寿命化の実施方針

公共施設等のうち、老朽化の状況や利用状況等の評価により今後も長く使い続け、町民サービスを提供していくと判断される長寿命化対象施設について、期待される耐用年数までの使用を可能とするための効果的・計画的な保全措置を講じるとともに、LCC（ライフサイクルコスト）の縮減も考慮に入れた長寿命化を推進します。

また、今後新たに策定する個別の長寿命化計画については、本計画の方向性との整合を図るものとしします。

#### ⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の改修・更新等に当たっては、障がいの有無、年齢、性別等に関わらず誰もが使いやすい施設となるよう、国の「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29（2017）年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）の考え方を基本に、高齢者障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律を踏まえたバリアフリー・ユニバーサルデザインの導入を推進します。

#### ⑦脱炭素化の推進方針

町は、令和 32（2050）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロにするゼロカーボンシティを目指しています。

この実現に向けては、公共施設等の改修・更新等を行う上で適切な機会を捉え、国の地球温暖化対策計画（令和 3（2021）年 10 月 22 日閣議決定）及び大樹町地球温暖化対策実行計画の考え方に基づき、省エネルギー対策や再生可能エネルギー設備の導入等に積極的に取り組み、省エネ化・ZEB 化の推進を図ります。

#### ⑧統合や廃止の推進方針

町が管理する公共施設等を取り巻く環境は、人口減少、厳しい財政状況、確保すべき品質等、今後、変化していくことが予想されるため、これらを見据えた中で適正な公共施設等の確保に努めていく必要があります。

具体的には、耐用年数到来による更新のタイミングだけでなく、社会情勢等の変化が生じた場合は、耐用年数にこだわらず、全体最適の視点で、施設の統廃合、複合化、ダウンサイジング等の手法を検討し活用していきます。

さらに、その方向付けを踏まえ、施設特性や地域特性を考慮し、方針を決めていきます。

### ⑨地方公会計（固定資産台帳等）の活用

平成 27（2015）年 1 月 23 日付総務大臣通知により、統一的な基準による財務書類等を作成することが要請されています。統一的な基準による財務書類等の作成に当たっては、固定資産台帳を整備・更新し補助簿として活用することが求められているため、固定資産台帳の整備・更新に際して得た固定資産に関する様々な情報を公共施設等の管理運営に役立て、公共施設等の更新や維持管理等と地方公会計制度を一体で推進していきます。

### ⑩保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

未利用施設については貸付・売却・除却を検討します。

本計画に基づき廃止や統廃合が進めば、その後の利活用がされない土地・建物が増加することも考えられます。このため、未利用地については売却処分や貸付等を積極的に進めるとともに、廃止施設については、廃止後の利活用について、廃止を決定する前から検討し、廃止後は速やかに処分できるよう進める必要があります。未利用となっている財産及び今後、用途廃止が予定されている財産については、庁内照会を行い他の行政目的での利用を優先して検討します。他の行政目的での利用がない場合は、民間への売却や貸付等の利活用を進めていきます。

### ⑪広域連携

近隣自治体等との広域連携による公共施設の相互利用などを推進、検討し、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

### ⑫各種計画及び国・道の管理施設との連携

公共施設等で提供する町民サービスの内容変更を検討する場合は、町の各種計画との整合を図っていきます。

改修・更新費や維持管理運営費などの経費削減及び利用者の利便性向上に向けて、国管理施設や道管理施設等との連携の可能性についても検討していきます。

### ⑬総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

職員一人ひとりが、公共施設等の管理の意義や必要性を理解する必要があるため、全職員にこの計画の内容を周知させるなど、意識の共有化を図ります。

これは職員ひとりが常に経営的視点を持って、全体の最適化を目指す戦略的取組が必要であることを示し、そのために、各施設を管理する職員に対して技術的な講義等を行うと共に、マネジメントに関する講義も取り入れ、職員のスキルと意識向上に努めるなど必要な研修を行います。

また、公共施設を管理する上で、町民利用施設で導入している指定管理者制度や、可能な場合は PPP や PFI を活用し、事業の効率化や町民サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

## 3. 公共施設の管理に関する方針

---

### (1) 庁舎等行政関連施設

役場庁舎及びスマート街区は改築・新設の施設のため日常的な巡視・定期的な点検の実施により全体状況を常に把握し、適切な修繕等を行います。また、中長期的な管理・修繕計画を作成し設備等の修繕・更新を計画的に行うことで施設の長寿命化に努めます。

### (2) 子育て・福祉支援施設

高齢者保健福祉推進センターについては、日常的な巡視・定期的な点検の実施により全体状況を常に把握し、適切な維持管理を行いつつ、既存設備の状態に応じた更新を行い、長寿命化を図ります。

福祉センターについては、建設から55年が経過しており、屋根や壁からの雨漏りや暖房用ボイラーが耐用年数を経過しており故障が多いなどから、今後の施設のあり方を検討していきます。

その他の施設は必要最小限の修繕により維持管理を行いつつ、各施設の法定耐用年数や利用動向、必要性を鑑み、今後のあり方を検討していきます。

### (3) 住宅施設

日常的な巡視・定期的な点検の実施により全体状況を常に把握し、安全面などに十分留意しながら随時必要な修繕を行い維持管理していきます。

### (4) 産業関連施設

学童農業研修センター及び晩成温泉については、今後も多くの利用者が見込まれることから、安全面などについても十分に留意しつつ適正な維持管理のもと長寿命化を図ります。

その他の施設は人口動態や産業構造の変化、利用ニーズに合わせて、今後のあり方を検討します。

### (5) 社会教育・スポーツ施設

図書館については、図書館の在り方検討委員会の検討結果と将来への負担など財政状況を考慮した上で、改築等の方向性を定めていきます。

生涯学習センターは、施設全体の状況や利用者ニーズを踏まえて、他施設からの機能の集約化などの方向性を定めて、計画的な大規模改修等を進めていきます。

#### B&G k 愛用愛用

その他の施設については、長寿命化を柱として施設の維持管理を行いつつ、老朽化の状況と利用者ニーズを考慮し、今後のあり方を検討します。

## **(6) 各コミュニティ・集会所**

可能な限り既存の施設の維持管理に努め、老朽化の状況と利用状況、住民ニーズに応じて長寿命化を柱に建て替えや統廃合、複合化等を検討していきます。

## **(7) 学校教育関連施設**

小・中学校は、施設の維持修繕により長寿命化を図っていきます。

学校給食センターは、今後も安定的に学校給食を提供する環境・体制を整える必要があるため、現状維持を基本としながらも日常的な巡視と定期的な点検を怠らず、随時必要な修繕や改修、設備更新を行っていきます。

教職員住宅については、人口動向に留意し、修繕や改修、解体、売却等も踏まえ更新時期の分散化を図りつつ、維持管理を行っていきます。

## **(8) 職員住宅**

職員住宅については、既存施設の維持修繕による長寿命化を前提としますが、耐用年数を経過した建物が多い状況です。今後は、各施設の老朽化の状況により、修繕や解体、必要に応じ建替えも検討していきます。

## **(9) その他**

北海道スペースポートは、今後の財政状況を考慮し財源の見通しを立てた上で、更なる機能拡充に向けた検討を進めます。

公衆浴場やその他の施設については、法定耐用年数を大幅に超えている公共施設もあり、貸付等使用見込みのない施設については解体を進めていきます。また、現在使用されている施設については、老朽化、住民ニーズ、代替施設の有無などを踏まえ、今後の施設のあり方を検討します。

## 4. インフラ施設の管理に関する方針

---

### (1) 道路

毎年行っている住民からの要望調査及び実地調査を基に、路面性状・法面・土木構造物の点検を行い、計画的に維持補修を行います。生活道路については、安全性を優先し、老朽化の著しい舗装については道路の改良工事を検討します。また、歩道整備や景観に配慮した道づくり、除雪体制の充実を図ります。

### (2) 橋りょう

橋梁長寿命化修繕計画及び法定点検結果を基に、損傷に対する劣化予測を行い、予防的な修繕の実施を徹底することにより、大規模修繕・架替え費用の高コスト化を回避します。また、「予防保全的な対応」（損傷が小さなうちから計画的に行う修繕）に推進し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

修繕時期は、重要度の高い路線の橋りょう等について、損傷状況に応じて優先的に修繕を実施するとともに、さらに橋りょうの各部材の損傷状況と供用年数に応じて劣化予測を行い、総合的に判断した上で決定します。

### (3) 上下水道

#### ① 予防保全型の維持管理

上下水道施設の計画的な点検、補修による施設の長寿命化を図り、資産を有効に活用しながら、予防保全型の維持管理に努めます。

#### ② 施設管理の効率化

処理施設等の電力、燃料及び薬品使用量の削減に向けて、運転管理の効率化に努めます。

#### ③ 上下道施設の改築更新

経営戦略に基づき、老朽化した上下水道施設の改築更新等を計画的に行います。

### (4) 公園

担当係等による毎月の点検、遊具メンテナンス業者による年1回の専門点検を実施し、安全に遊具を利用できるよう管理し、予防保全型の維持管理に努めます。

そのほか、公園内の設備等についても、老朽化の状況を点検により把握し、安全配慮の視点から撤去、修繕、更新等の方針を定め、計画的に実施します。

## (5) 農業農村整備事業

十勝総合振興局と連携し、実施します。今後実施される事業は以下のとおりです。

事業名	地区名	主要工事概要	予定工期
農業競争力強化 農地整備事業	十勝大樹地区 (光地園牧場)	・草地整備 22.7ha	令和8(2026)年度
		・草地整備 21.2ha	令和9(2027)年度
		・草地整備 27.3ha	令和10(2028)年度
		・草地整備 16.2ha	令和11(2029)年度
		・草地整備 21.8ha	令和12(2030)年度

## 5. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

### (1) 全庁的な公共施設の管理取組体制

公共施設等の管理については、現状、分類ごとに各課係で管理され、必ずしも情報が一元的に管理されてこなかったことから、総合的かつ計画的に管理する部署を定め、全庁的に管理することとします。

### (2) 情報管理・共有方策

戦略的にマネジメントを推し進めるためには、施設の情報を適切な形で蓄積し、それらのデータを有効活用することが必要です。具体的には、施設の部材情報や劣化状況等の情報をもとにした点検・診断や、工事履歴等を踏まえた維持・修繕など、情報の有効活用を図るとともに、これらの情報に各施設管理担当者が容易にアクセスできる環境を整え、日常的な管理の場面から情報を活用していくことが重要です。

また、公共施設に関する情報や課題意識の共有を図るため、議会や町民に対し随時情報提供を行い、町全体で情報の共有化を図ります。

# IV

## 試算による財政効果と PDCA サイクルの確立

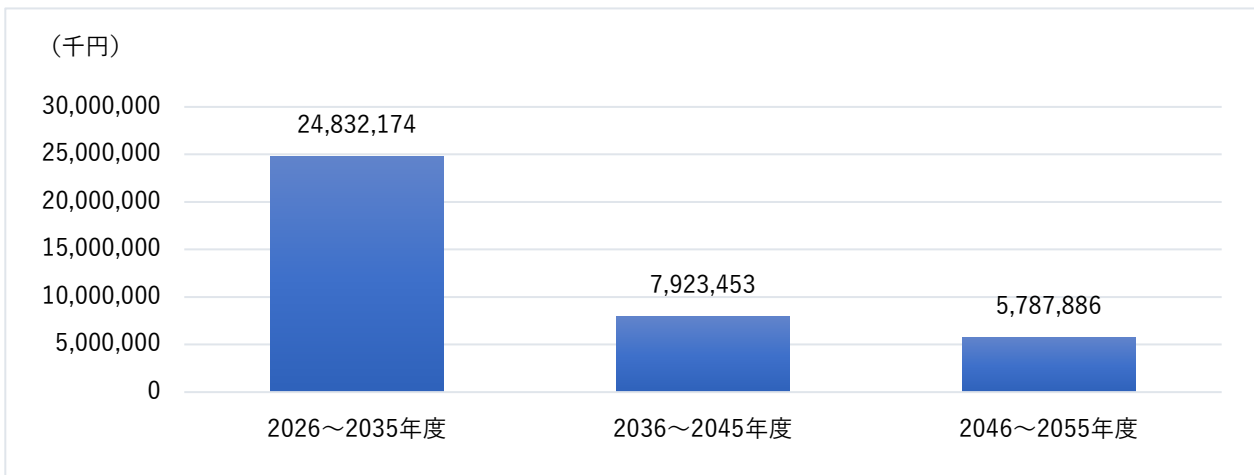
### 1. 公共施設等の将来の更新必要額と個別施設計画の財政効果

#### (1) 公共施設

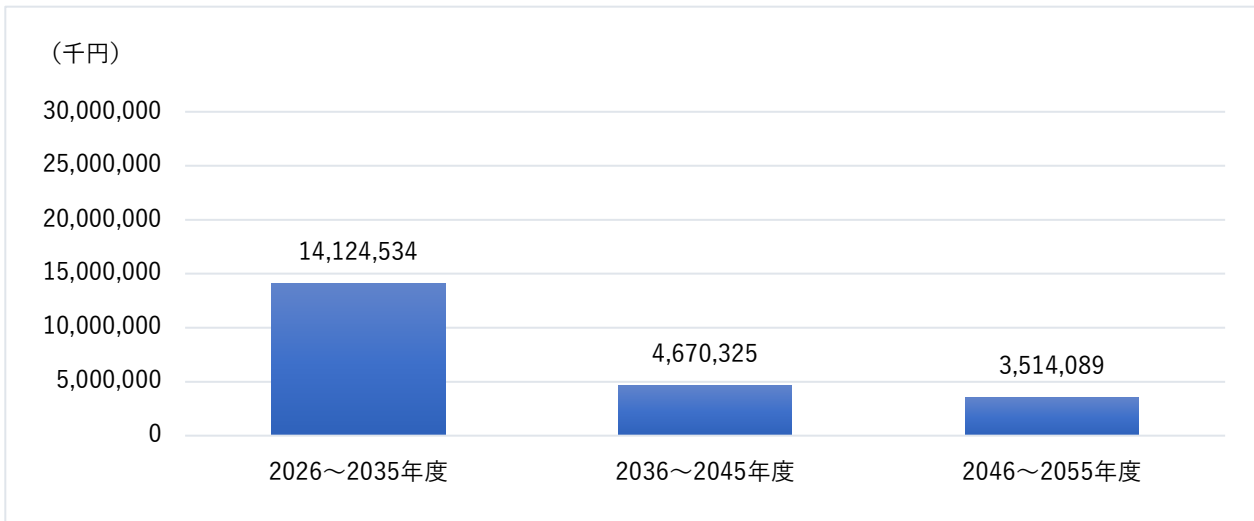
令和 8 (2026) 年度から令和 37 (2055) 年度までの 30 年間における公共施設の更新等に必要な費用として、法定耐用年数経過時に全ての公共施設を単純に更新 (建替え) した場合と、施設の方向性を反映した場合を比較する試算を行いました。

試算結果では、令和 37 (2055) 年度までに、公共施設を全て単純更新した場合の費用は約 385 億円で、長寿命化改修等を行った場合は約 223 億円が必要となり、後者の場合では、約 162 億円が削減できるという試算結果となりました。

#### ■単純更新費用の推計 (法定耐用年数経過時に全ての公共施設の建替えを実施した場合)



#### ■施設の方向性を反映した費用の推計 (長寿命化改修等、施設の方向性を反映した場合)



試算の考え方：

《 共通条件 》

①更新費用は、令和 8（2026）年度から令和 37（2055）年度までの 30 年間で試算。

《 単純更新した場合 》

①試算方法は、延床面積（㎡）×更新単価（公共施設の単価表を参照）とする。

②現在の延床面積と同じ面積で更新すると仮定する。

③更新実施年度は、法定耐用年数経過年度とする。法定耐用年数は、建物の構造や用途によって、法令や様々な基準などにより定められた耐用年数があり、15 年から 50 年で設定。

《 長寿命化や廃止等を行った場合 》

①試算方法は、施設の方向性を反映した延床面積（㎡）×単価（公共施設の単価表を参照）とする。

②方向性の反映について

・施設の方向性について、「機能停止・除却」「施設売却を検討」としている公共施設は、0 円で計算。

・「長寿命化改修」「適切な維持管理」「あり方の検討」としている公共施設は、大規模改修費用で計算。

③施設の方向性による対策の実施年度は、法定耐用年数経過年度とする。

< 公共施設の単価表 >

大分類名	建替え単価	大規模改修単価
行政系施設	40 万円/㎡	25 万円/㎡
学校教育系施設	33 万円/㎡	17 万円/㎡
保健福祉施設	36 万円/㎡	20 万円/㎡
社会教育系施設	40 万円/㎡	25 万円/㎡
公営住宅	28 万円/㎡	17 万円/㎡
地域集会系施設	40 万円/㎡	25 万円/㎡
農業系施設	36 万円/㎡	20 万円/㎡
産業観光系施設	40 万円/㎡	25 万円/㎡
その他公共施設	36 万円/㎡	20 万円/㎡

参考資料：「地方公共団体の財政的分析等に関する調査研究会報告書」（財団法人自治総合センター）を参考に本町の施設分類に合わせて一部修正。

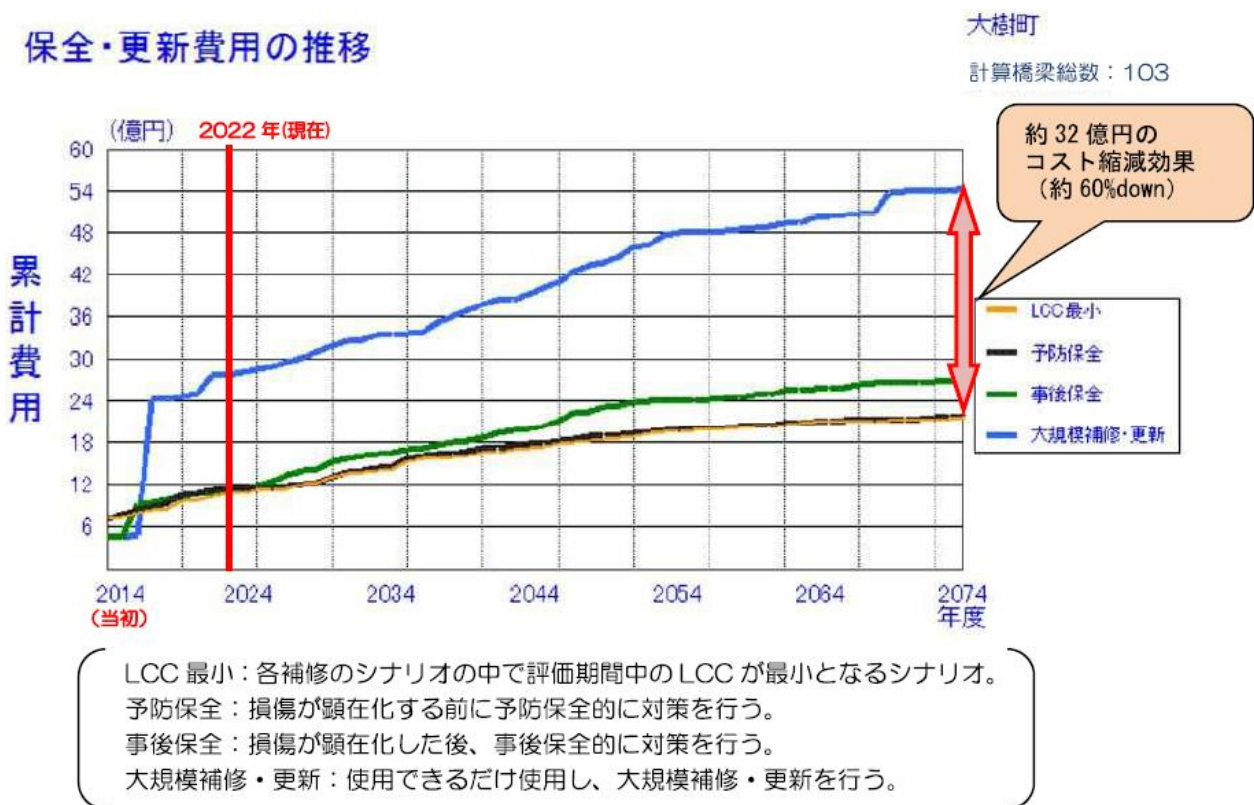
注）上記の単価は、物価の上昇等で記載単価より高くなる可能性がある。

各個別施設計画との関連については、公共施設全般は「大樹町公共施設等個別施設計画」、公営住宅においては「大樹町町営住宅長寿命化計画」、学校教育施設においては「大樹町学校施設長寿命化計画」を策定しており、これらの計画との連動を図っていきます。

## (2) 橋りょう～大樹町橋梁長寿命化修繕計画より

橋りょうの長寿命化修繕計画で管理する、103 橋について、60 年間のシミュレーション結果によると、大規模補修・更新の場合（全く修繕を行わず、劣化が進行してから架替える）では約 54 億円の予算が必要になるのに対し、予防保全の場合（最も経済的な維持管理ができるように早め早めの対応を行う）では約 22 億円となり、約 32 億円の縮減効果が見込まれます。

### 保全・更新費用の推移



### (3) 上水道～大樹町水道事業経営戦略より

水道施設について、計画期間である令和 8 (2026) 年度から令和 17 (2035) 年度までの 10 年間における投資総額は約 34 億円を想定しています。

この 10 年間における投資対象は、坂下水源系取水施設の更新や住吉浄水場の設備更新が中心となります。

#### ■計画期間である令和 17 (2035) 年度までの投資スケジュール

(単位：千円/税込)

事業	年度										合計
	2026 (令和 8)	2027 (令和 9)	2028 (令和 10)	2029 (令和 11)	2030 (令和 12)	2031 (令和 13)	2032 (令和 14)	2033 (令和 15)	2034 (令和 16)	2035 (令和 17)	
①企業団送水管路	0	0	282,600	310,000	310,000	310,000	310,000	310,000	318,600	269,000	2,420,200
②住吉浄水場設備更新	0	0	0	49,500	67,000	42,400	96,400	0	0	0	255,300
③電気計装設備更新	99,000	119,900	137,940	33,000	33,000	33,000	0	0	0	0	455,840
④検定満期メータ器交換	13,600	10,500	13,800	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	135,900
⑤老朽消火栓更新	7,436	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,436
⑥南町 5 号線配水管移設	3,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,400
⑦南町 7 号線配水管布設	0	7,000	0	0	0	0	0	0	0	0	7,000
⑧南町 14 号線配水管布設	0	0	14,000	0	0	0	0	0	0	0	14,000
⑨南町 2 号線配水管布設	0	0	0	7,000	0	0	0	0	0	0	7,000
⑩メータ器購入 (新規)	1,070	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	10,970
⑪メータ器購入 (検満)	12,357	7,000	9,200	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	85,257
<b>事業費合計</b>	<b>136,863</b>	<b>145,500</b>	<b>458,640</b>	<b>422,700</b>	<b>433,200</b>	<b>408,600</b>	<b>429,600</b>	<b>333,200</b>	<b>341,800</b>	<b>292,200</b>	<b>3,402,303</b>

### (4) 下水道～大樹町下水道事業経営戦略より

下水道施設について、計画期間である令和 7 (2025) 年度から令和 16 (2034) 年度までの 10 年間における投資総額は約 6.3 億円を想定しています。

このうち、最も金額の大きい事業は、施設を長く安全に使用するために行う処理場の改築・更新となっています。

#### ■計画期間である令和 16 (2034) 年度までの全体投資スケジュール

(単位：千円/税込)

内容	年度										期間内合計	
	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)	2031 (令和13)	2032 (令和14)	2033 (令和15)	2034 (令和16)		
①【公共下水道事業】処理場の改築・更新												
金額	0	10,000	50,000	80,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	350,000
②【公共下水道事業】未普及対策 管路新設												
金額	24,000	26,000	0	10,000	0	10,000	0	10,000	0	10,000	0	90,000
③【個別排水処理事業】整備工事												
金額	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	0	0	0	0	0	192,000
<b>事業費合計</b>	<b>56,000</b>	<b>68,000</b>	<b>82,000</b>	<b>122,000</b>	<b>67,000</b>	<b>77,000</b>	<b>35,000</b>	<b>45,000</b>	<b>35,000</b>	<b>45,000</b>	<b>0</b>	<b>632,000</b>

## 2. 充当可能な財源の考え方

更新等費用に充当可能な財源として、当面 10 年間の中長期的な見通しとしては国道補助金や、交付税措置等の財源措置が有利な地方債が見込まれます。

地方債は、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた過疎対策事業債、公共施設の集約化、複合化、または老朽化した建物の除却や長寿命化を行う際に利用する公共施設等適正管理推進事業債、辺地における公共的施設の整備に利用する辺地対策事業債、道路・橋りょう長寿命化に係る公共事業等債など交付税措置の多い起債を有効に活用します。

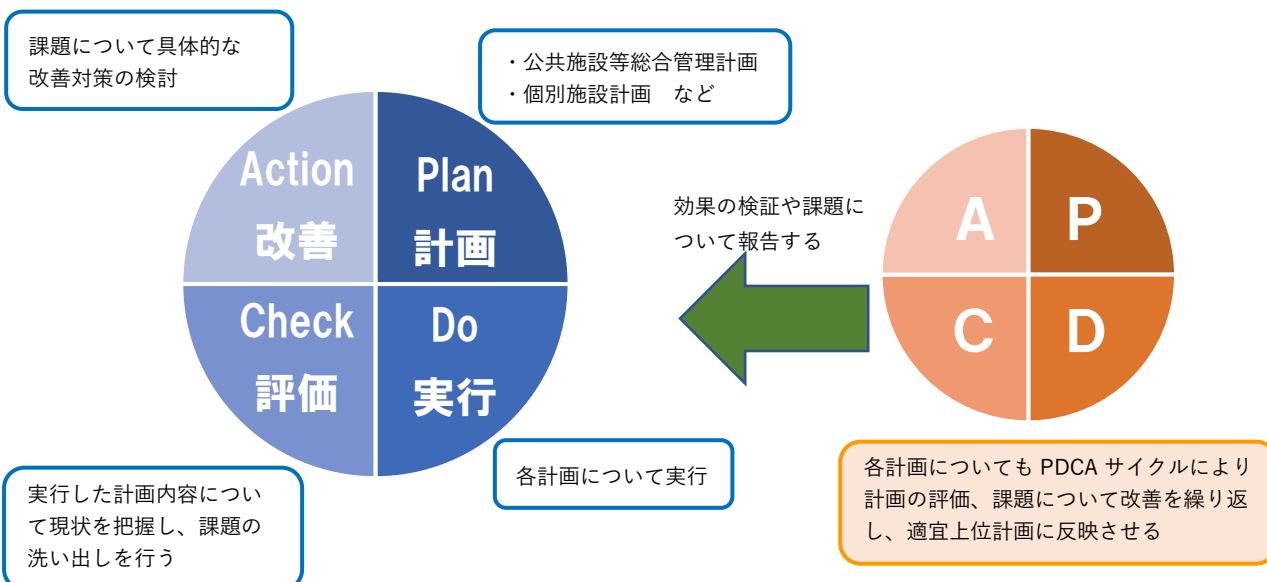
## 3. PDCA サイクルの確立

本計画は公共施設マネジメントに PDCA サイクルを採り入れ、常時、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を意識することにより、計画自体を継続的に改善していきます。

本計画の進行管理については、公共施設マネジメント推進本部を中心に取組を評価し、その評価結果に基づき計画の改訂を行います。

また、社会環境の変化、点検や劣化診断調査により把握した施設の状況等を踏まえ、適時に計画の見直しを行うものとします。

### ■PDCA サイクルの確立



**大樹町公共施設等総合管理計画**

令和 8 年 3 月改訂

〒089-2195 北海道広尾郡大樹町東本通 33

Tel 01558-6-2111 (代表)

URL <https://www.town.taiki.hokkaido.jp>